平成３０年度　山口市立大殿小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの定義といじめに対する基本方針

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。
「いじめ防止対策推進法」より

上記の考え方に基づき，本校では全ての教職員が「いじめは，どの学校・学級でも起こりうるものであり，その解決と防止には，児童，保護者，地域や関係組織全てが立ち上がらなくてはならない」という基本認識に立ち，全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止対策基本方針」を策定した。

いじめ防止の５つの基本姿勢

①いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。
②児童一人ひとりの有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
③いじめの早期発見のために，様々な手段を講じる。
④いじめの早期解決のために，当該児童の安全を保障するとともに，学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
⑤学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

２　めざす子ども像

【学校教育目標】
確かな学力と豊かな心をもち、たくましく生きる大殿健児

【めざす子ども像】
- まごころと，優しさで相手を思いやる子ども
- きまりを守り，礼儀正しい子ども
- 最後まであきらめない子ども

【めざす教師像】
- ひと手間を惜しまない教職員
- 何事にも，先手の対応ができる教職員
- 人権感覚を磨き，子どものために行動できる教職員

いじめ未然防止・早期解決の取組

３　いじめ対策組織（いじめ対策委員会）

市教育委員会と連携を図り，「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら，「早期発見」「早期対応」に取り組む。また，いじめの状況に応じて「いじめ対策委員会」を機動的に運用する。

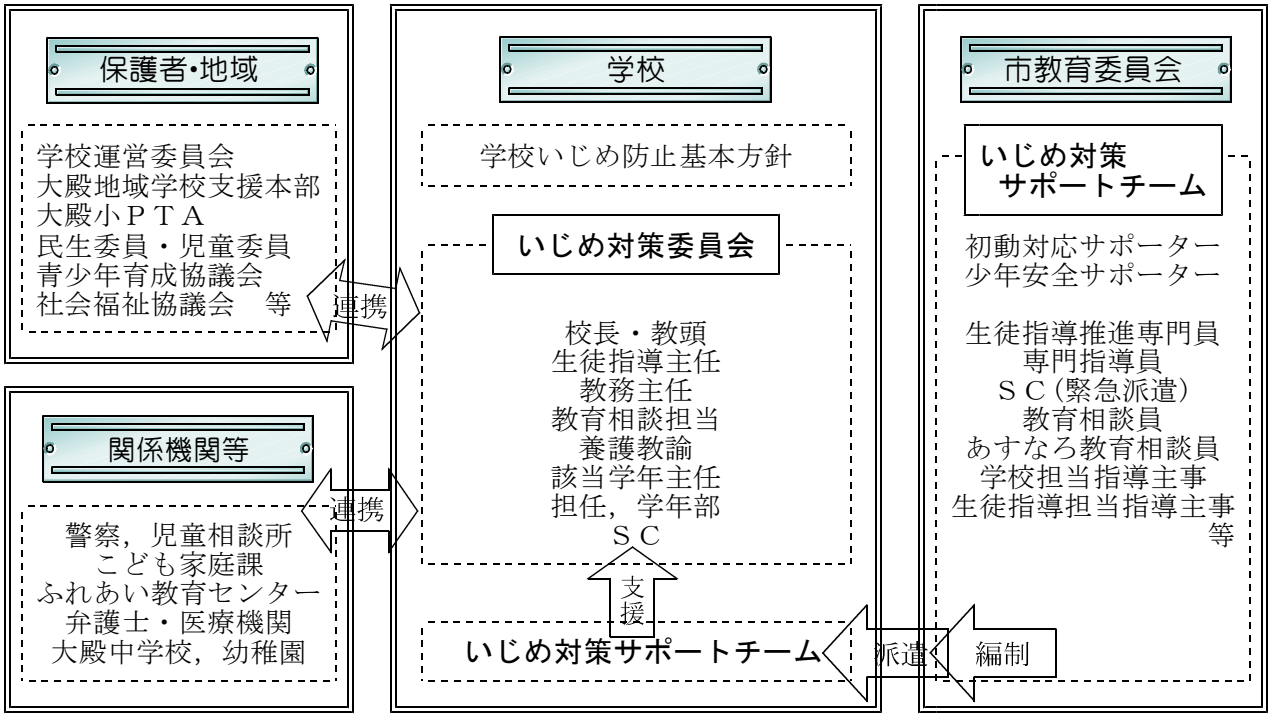

４　いじめ未然防止のための取り組み

いじめの『未然防止』に向けて，児童が，互いに心を通じ合わせることができるよう，コミュニケーション能力の育成に努め，授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに，児童自らがいじめを自分たちの問題として考え，主体的に話し合う機会をつくることができるように支援する。

○　生徒指導・教育相談の充実・強化

・生徒指導(教育相談)に関する研修を行い，いじめ等問題行動の未然防止と早期発見に努める。また，体罰や言葉による暴力を絶対に行わないこと等、人権意識を高める。
・定期的に生徒指導部会を開催し，児童の情報交換を行う。
・週に１度，生活アンケートを実施し，児童の学校生活の様子を把握し，必要に応じた指導を行う。また，相談内容によっては，教育相談担当教員との面談の場を設定し，より多くの目で対応に当たるよう配慮する。
・教育相談担当教員を中心に教育相談体制の充実を図る。(月２回程度，教育相談室解放)

○　認め合い，支え合い，学び合う取り組みの実施

・あいさつ運動を継続的に実施する。(児童相互の啓発活動)
・「ありが 10 の日」「ボランティアタイム」を実施する。(自己有用感の醸成)
・モーニングタイムや「朝の会」「終わりの会」を充実する。(児童相互の理解)
・大殿地域の「ひと」「もの」「こと」を生かした学習活動を創造する。
・『ＡＦＰＹの５つの視点』に基づく授業を展開する。
・心の教育の基盤となる道徳教育・人権教育の授業を充実する。いじめを「見抜く」「許さない」「傍観しない」雰囲気づくりに努める。
・教育活動全体を通して，「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
・相手を思いやる態度や心情を養うことができるよう縦割り班活動(異学年交流)を実施する。

○　家庭・地域社会との連携

・ホームページ等で『いじめ防止基本方針』を公開し，いじめに対する防止対策や対応について理解を求める。
・人権教育参観日を年間行事計画に位置づけ，人権課題について親子で考える機会を設定する。
・ネット問題(携帯電話やスマートフォンの使い方等)の研修会を計画的に実施し，保護者に対して，子どもの問題としての意識を高める。
・コミュニティスクールとして，開かれた学校づくりに努める。
・必要に応じて，放課後児童クラブやスポーツ少年団等と，連絡会や情報交換等を行う。

○　校種間連携による情報交換の充実

・定期的に中学校や保育園・幼稚園と園児児童生徒の情報交換や研修を行い，児童への切れ目のない支援体制を構築する。

５　いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

児童に関する情報を全教職員で共有化することは,いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう細心の注意を払うとともに，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，実態を把握することが大切である。

また，いじりと言われる行為について，いじりといじめの境界は不明瞭であるため，見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。いきすぎたいじりに対しては，適切な指導が行われなければならない。そのため，いじりの背景にある事情等の調査を行い，児童の感じる被害性に着目した対応が必要である。

○　いじめの早期発見のための取組

・気になると感じた児童がいる場合には，学年や生徒指導部会の場で情報を共有し，より大勢の目で当該児童を見守る。
・様子に変化が見られる場合には，教師が積極的に働きかけを行い，児童に安心感をもたせるとともに，問題の有無を確かめ，解決すべき問題がある場合には，教育相談担当教員や養護教諭等，児童が話しやすい者が悩みを聞き，早期解決を図る。
・週１生活アンケート、児童生徒の日記記録やノート記述、教職員集団の観察により，児童の学習状況や悩み，人間関係等の『実態の把握』を行い，指導に生かす。

○　全職員の団結による問題解決

・いじめを発見したときには，学級担任だけで抱え込むことなく，学校長以下全ての教員が対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
・情報収集を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側には毅然とした態度で指導にあたる。
・傍観者の立場にいる児童たちの心情や態度を陶冶するよう指導する。
・学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
・生徒指導全体会で配慮を要する児童について情報の共有化を図る。

『不登校早期対応カード』を利用した情報の共有化
『いじめ速報カード』による速やかな報告
・いじめられている児童の心の傷を癒すために，スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図りながら指導を行う。

○　家庭や地域、関係機関と連携した取組
・いじめ問題が起きたときには，家庭との連絡を密にし，学校側の取組について情報を伝えるとともに，家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
・学校運営協議会委員等に積極的に情報提供し，早期解決に向けた助言を仰ぐとともに，委員として学校や家庭と連携できることを明確にし外部からの支援を得る。

６　重大事態への対応

重大事態とは，いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき，いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第２８条)のことをいう。重大事態と判断したときには，直ちに市教育委員会に報告する必要がある。

○　いじめを受けた児童生徒への対応
重大事態の対応については，事実としっかり向き合い，公平性・中立性の確保と個人へのプライバシーへの配慮を重視しつつ，迅速，的確かつ組織的な対応を行う。いじめ解決に向けての取組を進めていく中で，いじめを受けた児童の立場に立って，保護者と十分に連携を図りながら当該児童をいじめから守り通すというスタンスで対応にあたる。

○　いじめを行った児童生徒への対応
いじめを受けた児童を守るため，いじめを行った児童に対しては，教育的配慮のもとで保護者の理解・協力を十分得ながら，必要に応じて，個別学習や出席停止措置の活用等，毅然とした対応を行う。

○　学校全体としての対応
重大事態が発生した場合，関係のあった児童が深く傷つき，学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり，時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は，児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに，予断のない一貫した情報発信，個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。